

## 津島神社周辺エリア観光ターミナル整備運営事業(第一期事業) 募集要項等に関する質問回答書(第1回)

回答No	資料名称	頁	該当箇所	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	13	1. (1)④	飲食店・売店・駐車場・外構工事	飲食店、売店、駐車場、外構工事の建設費の補助金はありますか？	本市からの補助金はありません。
2	募集要項	13	1. (1)④	トイレの数	津島おもてなしステーションとして整備する場合は便器、手洗いの数に制限はないか？	津島おもてなしステーションとして整備する場合は便器、手洗いの数に制限はありません。
3	募集要項	14	1. (1)④	北側屋外通路	北側屋外通路に面積がとられ、駐車場の配置ができない。何時一体的に活用できるか分からない区域Cのために通路が必要なのか？将来的に区域Bに設ければ良いのではないか？北側屋外通路の整備を無くしてもらえないか？最低でも、どこかに設ければ良いことに出来ないか？北側屋外通路のために、店舗や駐車場の面積が確保できなくなってしまう。	北側屋外通路の整備は無くすことに変更します。ただし、将来的に区域Cを一体的に活用できるように、区域Aの東部に連絡動線(有効幅員1.4m)を確保できるように新施設等を整備することとし、提案時に連絡動線の位置を提案してください。また、区域Aの西部には歩行者の出入口を設けてください(位置は任意)。 ※募集要項【第1回変更】P4、P15参照
4	募集要項	14	1. (1)④	南北屋外通路	真ん中に南北屋外通路があると、駐車場の出入口のレイアウトが出来ない。何時一体的に活用できるか分からない区域Bのために通路が必要か？神社の参道を歩いてもらえば良いのではないか？	真ん中の南北屋外通路の整備は無くすことに変更します。ただし、将来的に区域Bを一体的に活用できるように、区域Aの北部に連絡動線(有効幅員1.4m)を確保できるように新施設等を整備することとし、提案時に連絡動線の位置を提案してください。また、区域Aの南部には歩行者の出入口を設けてください(位置は任意)。 ※募集要項【第1回変更】P4、P15参照
5	募集要項	14	1. (1)④	北側屋外通路 南北屋外通路	北側屋外通路、南北屋外通路があると、駐車場や店舗の配置がしづらく、良いものが出来なくなってしまう。北側、東側については、将来的な区域B、区域Cへの開口部の位置をどこかに確保する程度に留めていただけないか？また、西側、南側についても、どこかに歩行者用の出入口を設ければ良い程度に留めていただけないか？	回答No3、4のとおり。
6	募集要項	14	1. (1)④	堀田家住宅のアプローチ階段	堀田家住宅のアプローチ階段があると店舗を境界際に寄せられなくなってしまうので、無くせないか？堀田家住宅から侵入できる状態だと防犯上も危険なので、階段を取壊してほしい。区域Cを一体的に利用できるようになった時に、新たに入口を造れば良いのではないか？	本市が令和6年度中に取壊しを行うことに変更します。 ※募集要項【第1回変更】P9、P15、18及び別添資料12【第1回変更】参照
7	募集要項	14	1. (1)④	堀田家住宅の階段	店舗が配置しづらいので、取壊しや移設していただけないか？	回答No6のとおり。
8	募集要項	14	1. (1)④	H=1.8m程度の周辺景観に配慮したフェンス等	区域Bへの侵入防止及び目隠しのためのフェンスを、なぜ民間が整備しなければならないのか？区域Bの一体利用の時に撤去されるフェンスを民間が整備するのはおかしいのではないか？	本市が整備する北側水路の敷地内(水路構造物の南側)に、令和6年度中に本市がH=1.8m程度の景観配慮型フェンスを整備することに変更します。これに伴い、北側水路敷地は、定期借地の範囲に含めないことに変更します。 ※募集要項【第1回変更】P10、15、19及び別添資料13【第1回変更】参照
9	募集要項	14	1. (1)④	区域Bとの境のフェンス及び参道、交番との境のフェンス	将来的に取壊されるフェンスに民間が投資するのは難しいので、市で整備いただけないか？参道側、交番の境にフェンスを整備していただけないか？	回答No8のとおり、区域Bとの境のフェンスは令和6年度中に本市が整備することに変更します。参道側、交番の境のフェンスは、必要に応じて活用事業者で整備してください。なお、募集要項【第1回変更】P16の駐車場の「・」の3つ目に記載の「津島神社参拝者の車との混在を避けるため、区域Aの西側の神社参道から車の出入が出来ないようにすること。」の方法は、フェンスの整備に限定していません。 ※募集要項【第1回変更】P15及び別添資料13【第1回変更】参照
10	募集要項	14	1. (1)④	堀田家住宅の壁	堀田家住宅の壁を民間が塗りなおしができることになっているが、そもそも安全な壁であるか？	安全性の確保のため、令和6年度中に本市が景観配慮型フェンスに建替えを行うことに変更します。なお、景観配慮型フェンスは、現状の壁と同程度の高さとなる予定です。 ※募集要項【第1回変更】P15及び別添資料12【第1回変更】参照
11	募集要項	14	1. (1)④	堀田家住宅のとの境の塀	地震で倒れたりしませんか？倒れてお客様に何かあってはいけないので安全性を教えてください。	回答No10のとおり。
12	募集要項	15	1. (1)④	排水経路	店舗、トイレから出る雑排と汚水のマンホールに繋げる経路は決まっているのか？決まっていればその図面をいただきたい。	別添資料19【第1回変更】を参照の上、マンホールに接続してください。なお、マンホールに繋げる経路は決まっておりますが、将来的に流入管(区域B、C)の接続に支障がない経路としてください。
13	募集要項	15	1. (1)④	看板サイズ	看板や表示に関して制限はあるか？	「別添資料23 屋外広告物規制区域図【第1回変更(新規追加資料)】」及び「別添資料24 愛知県屋外広告物条例のしくみ(一部抜粋)【第1回変更(新規追加資料)】」P2のとおり、本事業区域の大部分は、国指定重要文化財の堀田家住宅の周囲50メートル以内の地域であるため、基本的に広告物の設置ができない地域(禁止地域)となりますが、別添資料24のP11のとおり、規制の適用除外として、一定の基準の範囲内の広告物は設置することができます。詳細が必要な場合は、津島市都市計画課都市計画グループ(電話：0567-55-9627)に確認ください。
14	募集要項	15	1. (1)④	その他	イベント時や正月などの繁忙期に駐車場のスペースを活用して、キッチンカーや屋台などの仮店舗販売、屋外臨時飲食場所を設けてもよいか？	活用事業者の責任と負担において、食品衛生法等の法令に基づく許可を受けた上で、設置いただいて構いません。